

令和2年度 第3回 まちづくり専門委員会議

令和3年2月5日 14:00~16:00
三宮国際ビル7階 701会議室

次第

1. 開会

2. まちづくり制度について

1) 東山会のまちづくり（東灘区） [資料1]

①まちづくり協議会の認定

②まちづくり構想の提案

③まちづくり協定の締結

2) 北須磨団地のまちづくり（須磨区） [資料2]

・まちづくり協定の変更

3) 御影浜手のまちづくり（東灘区） [資料3]

・まちづくり協定の更新（期間の一時延長）

3. まちづくり協議会の変更届出書の受理 [資料4]

4. 閉会

◆その他配布資料◆

・令和2年度 まちづくり専門委員一覧 …… [資料5]

・まちづくり専門委員の役割 …… [資料6]

・まちづくり専門委員会議設置要綱 …… [資料7]

1 東山会のまちづくり（東灘区）

（1）まちづくり協議会が発足した経緯

平成 30 年度末に地区内での敷地分割及び三階建ての建築計画を発端に、「眺望を守るルールが必要」といった機運が上昇。令和元年度（平成 31 年度）5 月にはまちづくり協議会準備会が発足し、まちづくりやルール作りに関する勉強会をスタートした。

その後、まち歩きなどを行いながら、まちづくり構想及びまちづくり協定を検討し、アンケート調査などを経て令和 2 年 9 月には「東山会地区まちづくり構想」及び「東山会地区まちづくり協定（準備会案）」が完成した。

この度、まちづくり構想の神戸市への提案及びまちづくり協定の市との締結を目的に、令和 2 年 11 月 29 日に設立総会を行い、「東山会まちづくり協議会」が発足した。



【東山会まちづくり協議会 位置図】

(2) 地区・組織の概要

1) 団体設立

令和2年11月29日

2) 地区概要

- ・所在地：東灘区森北町7丁目の一部
- ・用途地域：第一種低層住居専用地域
- ・面積：約3.5ha
- ・世帯数：約130世帯
- ・人口：約550人

3) まちづくり活動の目的

東山地区の海の見える眺望を守り、次世代にわたって安全で快適に住み続けられる住環境を創造するため、まちづくりに取り組んでいくことを目的とする。(協議会規約第3条「目的」より)

4) 会員の構成

- ①区域内の居住者
 - ②区域内において事業を行う者
 - ③区域内の土地または建物の所有者
- (協議会規約第6条「会員の構成」より)

5) 活動の経緯と取り組み状況

- R1. 5 まちづくり協議会準備会が発足
 - －まち歩き・ニュース発行・ルールづくりの検討－
- R1. 12 まちづくり構想・まちづくり協定の役員案をとりまとめ
- R2. 1 まちづくり構想・まちづくり協定に関するアンケートを実施
 - －アンケートと並行して、説明・意見交換会を実施－
- R2. 7 アンケート結果を受けて、
まちづくり構想・まちづくり協定の役員案を修正
 - －修正点について、説明・意見交換会を実施－
- R2. 9 まちづくり構想・まちづくり協定(準備会案)が完成
- R2. 11 まちづくり協議会設立
- R3. 1 まちづくり協議会認定申請

2 まちづくり協議会の認定

(1) 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協議会の認定（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第4条）

第4条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- (2) その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの
- (3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの

1) 第1号（住民の大多数により設置）と第2号（構成員）について

⇒協議会規約により認められる。

規約第6条 本会の会員は次に掲げるものとする。

- (1) 区域内の居住者
- (2) 区域内において事業を行う者
- (3) 区域内の土地または建物の所有者

2) 第3号（住民等の大多数の支持）について

⇒アンケート結果から認められる

回収率：85.2%、賛同率：87.4%

上記1) 2) のとおり、東山会まちづくり協議会は条件を満たしており、まちづくり協議会として認定する。

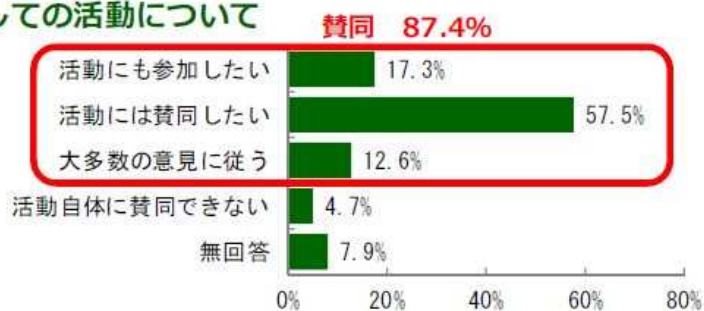
【アンケート結果】

<回収率>

	総数	
	地区内 居住者	地区外 権利者
対象世帯数	149	18
回収世帯数	127	9
回収率	85.2%	50.0%

問3 まちづくり協議会としての活動について

「活動にも参加したい」
「活動には賛同したい」「大
多数の意見に従う」をあわせ
て87.4%の方が、まちづく
り協議会の活動に賛同して
います。



3 まちづくり構想の提案

(1) 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり構想の提案（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第7条）

(2) 構想の内容

- ① 緑に囲まれた、海の見える美しい街並みを守る
 - －取り組みの方向性－
 - ・海の見える美しい街並みを守るためのルールづくり
 - ・街並みを生かした四季折々の取り組み
 - ・まちの美化・緑化につながる取り組み

- ② 次世代にわたって快適に住み続けられる環境を創る
 - －取り組みの方向性－
 - ・コミュニティづくりにつながる取り組み
 - ・鉄道駅へのアクセス等、生活利便性の確保に向けた取り組み

- ③ 暮らしの安全を守る
 - －取り組みの方向性－
 - ・自然災害対策
 - ・交通安全対策
 - ・防犯対策
 - ・空き家・空き地の適切な管理



【まちづくり構想図】

(3) まちづくり提案の策定（まちづくり条例第7条の確認）

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

1) 合意形成の結果

⇒アンケート結果から、住民等の総意を反映していることが認められ、設立総会の場でまちづくり構想の市への提案を決定した。

回収率：85.2%、賛同率：89.0%

上記のとおり、本まちづくり構想は住民等の総意を反映しており、「東山会地区まちづくり構想」として提案を受ける。

【アンケート結果】

<回収率>

	総数		
	地区内 居住者	地区外 権利者	
対象世帯数	131	18	149
回収世帯数	118	9	127
回収率	90.1%	50.0%	85.2%

問1 まちづくり構想(案) について

「賛成である」「準備会に一任」をあわせて89.0%の方が、まちづくり構想(案)に賛同しています。



4 まちづくり協定の締結

(1) 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協定の締結（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第9条）

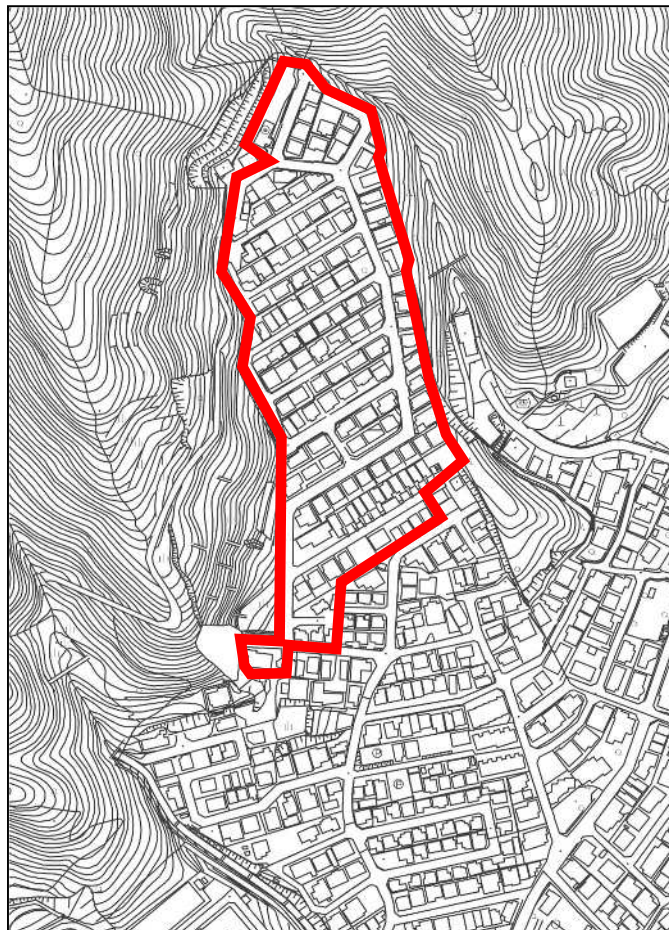
(2) まちづくり協定（案）について

1) まちづくり協定の内容

別紙1のとおり

2) 協定の締結の対象となる地区の位置及び区域

東灘区森北町7丁目の一部（下図のとおり）



【東山会地区まちづくり協定 区域図】

(3) 合意形成の結果

アンケート結果から住民等の総意を反映していることが確認でき、設立総会の中で、市にまちづくり協定の締結を願い出ることを決定した。

回収率：85.2%に加え、①～⑧のいずれの項目についても、80%以上の賛同を得られている。

上記のとおり、本まちづくり協定（案）は住民等の総意を反映しており、「東山会地区まちづくり協定」を締結する。

【アンケート結果】

<回収率>

	総数	
	地区内 居住者	地区外 権利者
対象世帯数	149	18
回収世帯数	127	9
回収率	85.2%	50.0%

問2 まちづくり協定(案) について

①～⑧のいずれの項目についても、8割以上が賛成しています。



東山会地区まちづくり協定（協議会案）

神戸市長（以下「市長」という。）と東山会まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」（昭和56年12月条例第35号）第9条の規定に基づき、次の条項によりまちづくり協定（以下「協定」という。）を締結する。

（名称）

第1条 この協定は、「東山会地区まちづくり協定」と称する。

（地区の位置及び区域）

第2条 この協定の対象となる地区（以下「地区」という。）の位置は次のとおりとし、区域は別図東山会地区まちづくり協定区域図に示すとおりとする。

神戸市東灘区森北町7丁目の一部

（市長と協議会の役割）

第3条 協議会はこの協定によりまちづくりを推進し、市長はこの協定に基づき、協議会に対し、必要な助言及び指導に努めるものとする。

（まちづくりの基本方針）

第4条 本地区のまちづくりの基本方針は、次の通りとする。

- (1) 緑に囲まれた、海の見える美しい街並みを守る。
- (2) 次世代にわたって快適に住み続けられる環境を創る。
- (3) 暮らしの安全を守る。

（建築物の高さの制限）

第5条 建築物の軒高は7m以下とする。ただし、協定締結時において、軒高が7mを超えている建築物については、同一の敷地で新築・改築を行う場合、その軒高を限度とできる。

（建築物の壁面の位置の制限）

第6条 隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離は0.5m以上とする。ただし、下記の(1)または(2)に該当する建築物の部分についてはこの限りでない。

- (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。

（建築物の用途の制限）

第7条 共同住宅・長屋、寄宿舎又は下宿の用途の建築物は建築してはならない。

（建築物等の色彩）

第8条 建築物等の外壁や屋根、外構などは近隣のまちなみから突出した色彩や意匠を避け、緑豊かな住宅地景観に調和するよう努める。

（門灯等の設置）

第9条 夜間の安全な通行に配慮するため、門灯・玄関灯・屋外センサーライト等を設置するよう努める。

（建築物の配置等の配慮）

第10条 近隣の住環境やプライバシーにも配慮しながら、建築物の配置や窓・エアコンの室外機等の位置を計画するよう努める。また、メイン通り（まちづくり構想図参照）に面する敷地においては、道路における見通しを確保できるよう、建築物の配置等に配慮するよう努める。

（宅地内の緑化）

第11条 近隣宅地や路上への樹木の枝等のはみださないよう配慮しながら、宅地内の緑化に努める。

(空き家・空き地の適切な管理)

第12条 空き家・空き地の所有者・管理者は、まちの環境や美観を著しく損なわないよう、適切な維持管理に努める。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して10年とする。更新する際は、市長及び協議会が協議の上で行う。

(補則)

第14条 協定の運用に必要な基準等は、協議会が協定運用細則として別に定め、適正かつ公正な運用に努めるものとする。

2 この協定に疑義が生じた場合は、市長及び協議会が協議するものとする。

3 この協定を変更する場合は、市長及び協議会が協議し、再度協定を締結するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、協定当事者において記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市長 久元 喜造

神戸市東灘区森北町7丁目 番 号

東山会まちづくり協議会会長

5 まちづくり協定の変更概要

まちづくり協定の有効期限 10 年をむかえ、協議の結果、区域の一部変更等を行う。

(1) 変更に向けた活動

- ・令和 2 年 6 月～ まちづくり協定更新・変更の検討
- ・令和 2 年 11 月 まちづくり協定の変更に関するアンケート調査
- ・令和 3 年 1 月 臨時総会にて、協定変更について議決

(2) 合意形成の結果

住民等にまちづくり協定の変更に関するアンケート調査を実施

回収率：85%、賛同率：95%

※詳細は別紙 1 のとおり

以上のアンケート結果を受け、臨時総会の場で協定の更新を議決した。

6 変更の内容

(1) 区域の変更（まちづくり協定第 2 条）

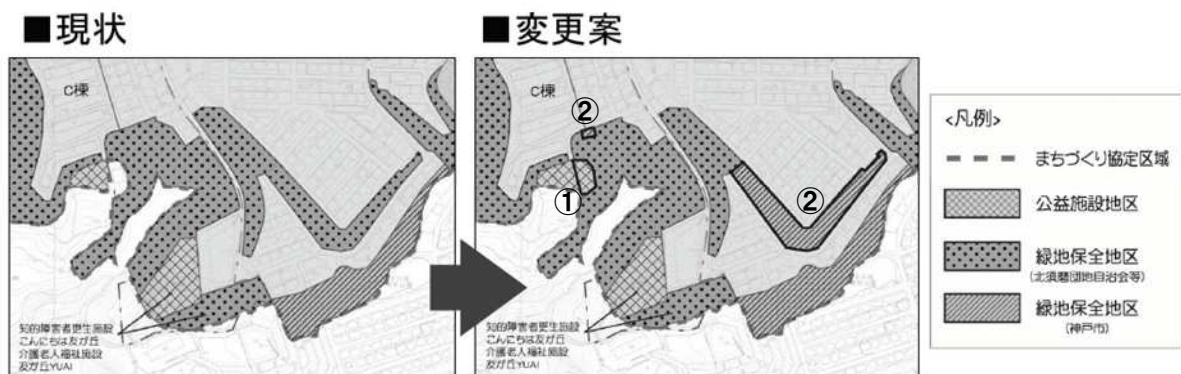
〈変更内容〉

- ① 多井畑掛り峠の一部を公益施設地区として新たに追加
- ② 緑地保全地区の一部変更
- ③ 神戸市須磨区友が丘 1 丁目、友が丘 2 丁目、友が丘 3 丁目、友が丘 4 丁目、友が丘 5 丁目、友が丘 6 丁目、友が丘 7 丁目、友が丘 8 丁目、9 丁目、多井畑字掛り峠の一部⇒神戸市須磨区友が丘 1 丁目の一部、2 丁目、3 丁目の一部、4～6 丁目、7 丁目の一部、8 丁目、9 丁目の一部、多井畑字掛り峠の一部 に変更

〈理由〉

- ① 北須磨団地自治会区域内に障がい児通所施設が新たに建設されたため
- ② 北須磨団地自治会所有の緑地保全地区の一部が神戸市に移管されたため
- ③ 北須磨団地まちづくり協定区域の現状に合わせるため

【区域の変更に関わる箇所の詳細図】



(2) 運用細則を追加（新規項文）

〈変更内容〉

第 18 条第 3 項に新たに協定の運用細則を定める

- 第 18 条 この協定中疑義が生じた事項又は協定に定めのない事項については市長と推進会が協議するものとする。
- 2 この協定の事項について変更する必要がある場合又は新たな事項を定める必要がある場合は、市長と推進会は協議を行うものとする。
- 3 この協定の運用にあたっては、協定の適正かつ公正な運用を図るため、まちづくり協定運用細則を別に定める。

〈理由〉

北須磨まちづくり推進会では平成 3 年から運用細則を定め運用していたが、協定の条文には運用細則を定めていなかったため、今回の変更に合わせて、運用細則の条文を追加する。

(3) 建築基準法施行令の改正による変更（まちづくり協定第 11 条）

〈変更内容〉

建築基準法施行令第 135 条の 20 に掲げる場合⇒建築基準法施行令第 135 条の 22 に掲げる場合

【添付資料】

別紙 1：アンケート結果の詳細

別紙 2：協定条文（案）

北須磨団地まちづくりアンケート 集計結果

【実施時期】 2020年11月

【アンケート回収率】

配布数 2013件

回収数 1700件

⇒ 回収率：85%

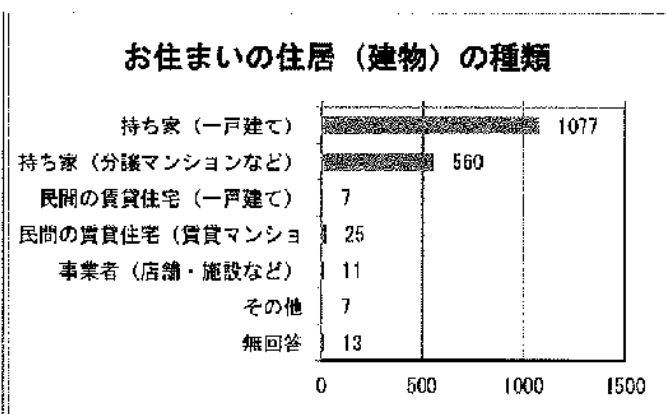
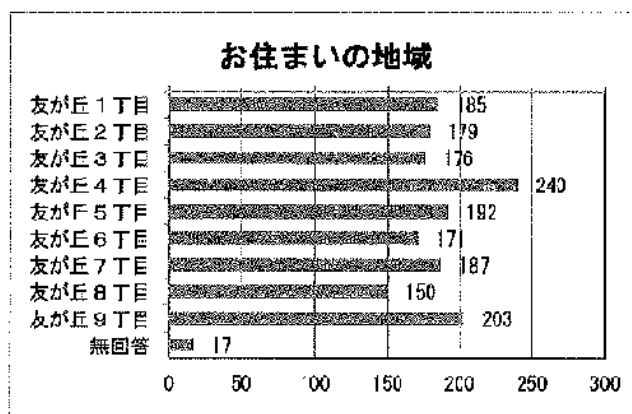
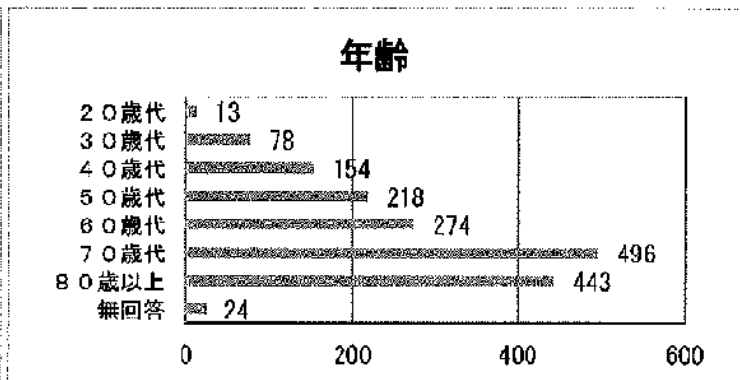
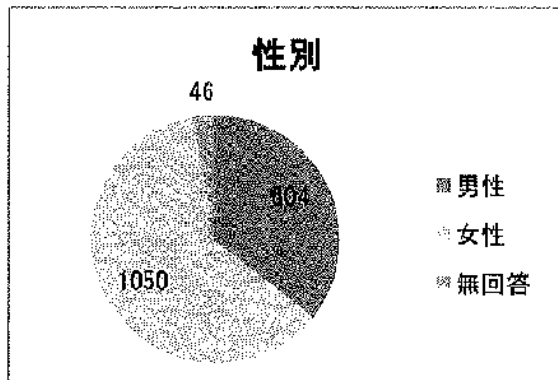
【まちづくり協定更新への賛否】

賛成 1622票

反対 38票

無効 40票

⇒ 更新への賛成：95%



【北須磨団地アンケート 主なご意見まとめ】

今回のアンケートでは、210のご意見をいただきました。主な意見について、関連するテーマごとに以下にご紹介します。※紙幅の都合上、一部抜粋してご紹介したご意見もございます。ご容赦ください。

まちづくり協定・まちの申し合わせについて

○半世紀以上住んでいます。とても住みやすい町です。この協定あっての暮らしやすさだと思います。○最近起きていることですが、住宅を売却して団地より出られる方も有り「まちの申し合わせ」(案)解体・建築工事に伴う「建築同意願書」の提出の件はごく身近な問題と感じます。次の新しく来られる住人さんと円満に暮らすためにも、この規約がすでにできていることが良かったし安心です。○若い人が居住したいと思うようにいろいろな制限は少なくしたほうが良い。例えば階数制限、外壁後退距離の建築基準法までの見直し、緑化義務の撤廃。解体建築工事に伴う「建築同意願書」の提出見直し、一部の先住者の考えを押し付けることにつながる。

緑地保全地区の管理について

○5条の変更のところにある①の部分の管理が神戸市に移管されたとのことですが、雑草の駆除は定期的にして頂けるのか心配です。自治会の方では定期的にしてくださっていましたが、最近伸び放題で気になっていました。

北須磨団地まちづくり協定(素案)

神戸市長(以下「市長」という。)と北須磨まちづくり推進会(以下「推進会」という。)は、北須磨団地の「うるおいあふれる住みよいまちづくり」を推進するため、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号。以下「まちづくり条例」という。)第9条の規定に基づき、次のとおりまちづくり協定(以下「協定」という)を締結する。

(名称)

第1条 この協定は、「北須磨団地まちづくり協定」と称する。

(地区の位置及び区域)

第2条 協定の対象となる地区(以下「対象地区」という。)の位置は次のとおりとする。

本会の地区は、神戸市須磨区友が丘1丁目の一部、2丁目、3丁目の一部、4～6丁目、7丁目の一部、8丁目、9丁目の一部、多井畑字掛り峠の一部とする。

2 対象地区は、低層住宅地区A、低層住宅地区B、中高層住宅地区、センター地区、公益施設地区及び緑地保全地区の各地区に区分し、対象地区及び各地区の区域は、別紙図面のとおりとする。

(市長と推進会の役割)

第3条 推進会は、この協定により住みよいまちづくりを推進するため、積極的に行動し、市長は、この協定に基づき、推進会に対し必要な助言及び指導に努めるものとする。

(まちづくりの目標)

第4条 北須磨団地の基本理念である「友愛と信義」のもとに「うるおいあふれる住みよいまちづくり」を行うことを目標とする。

(まちづくりの方針)

第5条 まちづくり方針は、次に定めるとおりとする。

- (1) 多様な価値観や個性を認めあいながら、まちの柔らかいまとまりを育てる。
- (2) 長期的な視点に立って、環境を生かしながらまちを育てる。
- (3) ルールによる対応を基本に、現実的な側面を補完するシステムづくり及びものづくり(施設整備)の組合せにより、総合的なまちづくりを行う。

(4) 各世代がそれぞれの特性を生かしながら、まちづくりの役割分担を担う。

(土地利用の方針)

第6条 各地区の土地利用の方針は、次に定めるとおりとする。

(1) 低層住宅地区 A 及び低層住宅地区 B は、落ち着きのある良好な低層住宅地を形成するとともに、うるおいやふれあいの場所づくりにも努める地区とする。

(2) 中高層住宅地区は、周辺環境と調和のとれた良好な中高層住宅地を形成するとともに、建て替えの際には、生活の多様化や高齢化によって求められる諸機能の補完にも努める地区とする。

(3) センター地区は、親しみやすいコミュニティ施設や商業施設によって、団地のセンターを形成するとともに、また、施設の充実・整備により、高齢化への対応に努める地区とする。

(4) 公益施設地区は、個々の公共公益施設の特性を生かし、住宅地と調和のとれた地域環境を形成する地区とする。

(5) 緑地保全地区は、緑地を保全する地区とする。

(道路及び公園の整備の方針)

第7条 対象地区の道路については、周辺地区との連絡道路の整備に努め、対象地区の公園については、住民のふれあいの場として、市長と住民が協力して維持管理に努める。

(建築物の用途の制限)

第8条 低層住宅地区 A 及び低層住宅地区 B において建築できる建築物は、第1種低層住居専用地域で建築できる用途の建築物のうち、戸建住宅、共同住宅のうちテラスハウス型のもの、公共公益施設のうち良好な居住環境形成のために必要と認められるもの及びこれらに附属する自動車車庫等とする。

2 中高層住宅地区において建築できる建築物は、第1種中高層住居専用地域で建築できる用途の建築物のうち、共同住宅、兼用共同住宅（共同住宅の建て替えによって建築される兼用共同住宅で、住宅地内での日常生活において必要となる程度の公共公益施設の用途に供する部分が2階以下にあるものをいう。）及びこれらに附属する自動車車庫等とする。

3 センター地区において建築できる建築物は、第1種住居地域で建築できる用途の建築物のうち、物品販売業を営む店舗、食堂、喫茶店、事務所等、公共公益施設のうち良好な居住環境形成のために必要と認められるもの及びこれらに附属する自動車車庫等とする。

4 公益施設地区において建築できる建築物は、第1種中高層住居専用地域で建築できる用途の建築物のうち、公共公益施設で良好な居住環境形成と調和のとれるもの及びこれらに附属する自動車車庫とする。

(緑地の保全)

第9条 緑地保全地区においては、建築物その他の工作物を建築することはできない。ただし、公共公益上の観点からやむを得ない事情があり、当該建築主(建築基準法第2条第16号に規定する者をいう。)が推進会及び市長と事前に協議し、推進会が認めた場合はこの限りでない。

(敷地面積の最低規模)

第10条 敷地の細分化による居住環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度は、120平方メートルとする。ただし、協定締結の際に、敷地面積が120平方メートル未満である場合は、その敷地面積を最低限度とする。

(外壁の後退距離)

第11条 次の各号の地区における建築基準法第54条第1項の外壁の後退距離については、当該各号に掲げる数値以上とする。ただし、建築基準法施行令第135条の22に掲げる場合または中高層住宅地区において、周辺の状況により第2号に掲げる数値未満であっても支障がないと推進会が認めた場合は、この限りでない。また、協定締結の際にテラスハウス型住宅が建築された敷地において、敷地を分割して建築物を建築する際は、分割した隣地境界線について、当該建築主(建築基準法第2条第16号に規定する者をいう。)が推進会及び市長と事前に協議し、推進会が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 低層住宅地区A及び低層住宅地区B 1.5メートル
- (2) 中高層住宅地区 3メートル
- (3) センター地区及び公益施設地区 3メートル(ただし、低層建築物については1メートル)

(建築物の階数の限度)

第12条 次の各号の地区において建築する建築物の階数については、当該各号に掲げる数値以下とする。

- (1) 低層住宅地区A 地上2階
- (2) 低層住宅地区B 地上3階
- (3) 上記以外の地区 協定締結の際の建築物の階数

ただし、公共公益上の観点からやむを得ない事情があり、当該建築主（建築基準法第2条第16号に規定するものをいう。）が推進会及び市長と事前に協議し、周辺環境と調和がとれると推進会が認めた場合は、この限りでない。

（駐輪場及び駐車場の設置）

第13条 低層住宅地区A及び低層住宅地区Bにおいては、車の所有台数に応じた駐車スペースを設けるものとし、車がない場合においても駐車場予定地を確保しておくように努める。

2 中高層住宅地区においては、建て替える際には戸数分の駐車場を設けるものとし、やむを得ず戸数分以下の台数の駐車場を設置する場合においても、将来的に駐車場の増設が可能な配置及び建築計画とし、また、兼用共同住宅の場合は、居住者用とは別途に、必要に応じて駐車場及び駐輪場を設けるように努める。

3 センター地区及び公益施設地区においては、必要に応じて駐車場及び駐輪場を設けるよう努める。

（敷地の緑化）

第14条 対象地区においては、敷地内の緑化に努めるものとし、特に、塀及びさくは生け垣等にするなど、通りにうるおいを与えるよう積極的に努める。

（周辺居住環境への配慮）

第15条 対象地区内で建築等を行おうとする者は、日照の障害、電波の障害、プライバシーの侵害、騒音の発生その他の迷惑行為（以下「迷惑行為」という。）の防止に努める。

（屋外広告物の設置基準）

第16条 対象地区内の施設等の広告及び案内は、自治会の広報等を利用するものとし、やむを得ず屋外広告物を設置する必要がある場合は、必要最小限度のものとし、設置場所、個数、規模、色彩等を工夫し、周辺の居住環境と調和するように努める。

（協定の有効期間）

第17条 この協定の有効期間は、令和13年3月31日までとする。更新する際は、市長と推進会が協議の上で行う。

（補則）

第18条 この協定中疑義が生じた事項又は協定に定めのない事項については、市長と

推進会が協議するものとする。

2 この協定の事項について変更する必要がある場合又は新たな事項を定める必要が生じた場合は、市長と推進会は協議を行うものとする。

3 この協定の運用にあたっては、協定の適正かつ公正な運用を図るため、まちづくり協定運用細則を別に定める。

※赤字は、令和3年3月の一部変更時に変更した箇所を示す。

以上のおり協定した証として、本書を2通作成し、協定当事者において記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年3月〇日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市長 久元 喜造

北須磨まちづくり推進会 会長

御影浜手まちづくり協定の更新（期間の一時延長）について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協定の更新（期間の一時延長）締結

（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第9条）

2 地区の概要

位 置：東灘区御影塚町1～4丁目、
御影石町1～2丁目、
3丁目の一部、
御影本町1～8丁目、
御影浜町の一部

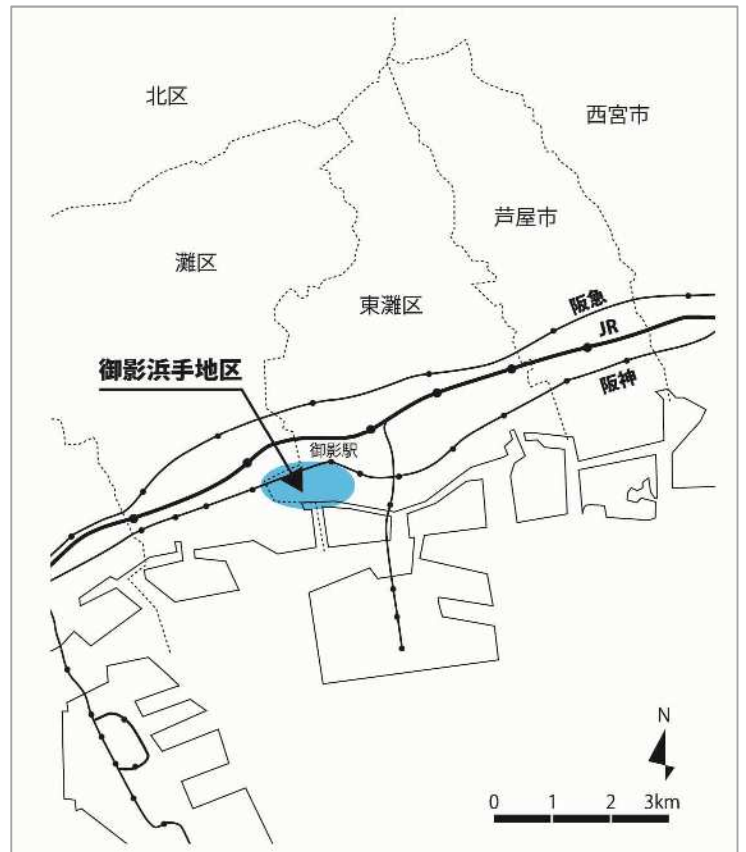
面 積：約9.6ha

世帯数：5,235世帯

（住民基本台帳R2.6末時点）

人 口：9,935人

（住民基本台帳R2.6末時点）



3 協定締結組織

御影浜手まちづくり協定委員会（平成22年設立）

4 御影浜手まちづくり協定委員会の経緯

- ・平成17年 浜手部会（御影地区まちづくり協議会）の活動開始
 - ・平成22年6月 御影浜手まちづくり協定委員会設立
 - ・平成23年1月 まちづくり協議会の認定
 - ・平成23年3月 御影浜手まちづくり協定締結
- ↓
- ＜10年間まちづくり協定を運用：協定期間 令和3年3月9日まで＞
- ↓
- ・令和元年11月～ 次の更新に向けて協定の見直し・更新に関する検討を開始

5 まちづくり協定の期間延長

(1) 背景

令和3年3月にまちづくり協定の有効期間 10 年をむかえるため、令和元年の 11 月より内容を一部変更したうえで、次の協定を締結するべく活動を続けていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまちづくり活動を一時休止せざるをえなくなった。

その影響を受け、合意形成（アンケート調査）に遅れが生じ、協定の有効期間内に次の協定の更新手続きを行うことが困難となった。

このような状況を踏まえ、市としては、新型コロナウイルスの影響で一時的にまちづくり協定の更新に関する作業の中断を余儀なくされた団体については、まちづくり協定の内容がこれまでと同様で、協定の期間のみを変更（延長）する場合には、

- ・協定期間を最大1年間延長すること
- ・期間延長したまちづくり協定を締結するにあたって、住民等の合意形成（アンケート調査等）を簡略化すること（ニュース配布による周知・総会による議決）

を可能とした。

(2) 協定の見直し・更新に向けた活動、合意形成

- ・令和元年9月 まちづくり協定の内容点検
- ・令和元年11月～ まちづくり協定の見直し検討作業開始
- ・令和2年4月・5月 [新型コロナウイルス感染拡大防止として活動自粛]
- ・令和2年6月 総会にて次の案件を議決
 - ・まちづくり協定の見直し・更新を進めること
 - ・新型コロナウイルスによる活動自粛により特例で協定期間のみを延長すること
- ・令和2年9月～ まちづくり協定見直し・更新に関するニュース配布
アンケート調査実施
- ・令和2年12月～ アンケート集計
- ・令和3年1月 臨時総会にて次の案件を議決（書面決議）
 - ・協定期間のみを令和3年9月30日まで延長する

※書面決議の際の意見
特になし

(3) 協定の期間延長

協定内容は現行のまま、協定期間を令和3年3月9日のところを令和3年9月30日まで延長する更新締結を行う。

<参考>

今後の予定

- ・令和3年3月 引き続き、アンケート集計・協定見直し・更新（案）作成
一時延長のまちづくり協定の締結
- ・令和3年6月 総会（見直し・更新まちづくり協定案の議決）
- ・令和3年9月 新しいまちづくり協定締結（10年間）

まちづくり協議会の変更について

1. まちづくり専門委員会議で報告する事項

まちづくり条例施行規則第4条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第4条)

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則」(抜粋)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の規定により提出した申請書又は添付した図書の記載事項について変更があったときは、速やかに様式第3号によるまちづくり協議会変更届出書により変更の内容を市長に届け出なければならない。

2. 変更の届出があった協議会

	区	協議会名称	変更届出日	変更内容
1	須磨	北須磨まちづくり推進会	令和3年1月29日	区域の追加

令和2年度 まちづくり専門委員一覧

(50 音順・敬称略)

所属	氏名 (ふりがな)	委嘱期間
神戸大学大学院 工学研究科 准教授	(くりやま なおこ) 栗山 尚子	令和2年度 令和3年度
兵庫県立大学 国際商経学部兼経済学部兼経営学部 教授	(くるまい ひろこ) 車井 浩子	平成31年度(令和元年度) 令和2年度
武庫川女子大学 生活環境学科 准教授	(みずの ゆうこ) 水野 優子	平成31年度(令和元年度) 令和2年度
矢形法律事務所 弁護士	(やかた こうのすけ) 矢形 幸之助	平成31年度(令和元年度) 令和2年度
(株) コー・プラン (まちづくりコンサルタント)	(よしかわ けんいちろう) 吉川 健一郎	平成31年度(令和元年度) 令和2年度

まちづくり専門委員会議の役割

まちづくり条例に掲げられている項目（まちづくり協議会・まちづくり提案・まちづくり協定・まちづくり支援など）に関して、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として設置しています。

[神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例 第 19 条]

意見を述べる

まちづくり協定

- ⇒ ・協定の締結及び協定を変更する場合
- ・協定に係る届出に関して協議する場合

まちづくり協議会

- ⇒ ・協議会を認定する場合
- ・協議会の認定を取消す場合

まちづくり構想の提案

- ⇒ ・提案を受けする場合

まちづくり支援

- ⇒ ・活動助成の優良まちづくりボランティア団体に関する
検証・評価
- ・コンサルタント派遣に関する検証・評価

その他

- ⇒ ・市長が必要があると認める場合

報告を受ける

まちづくり協議会

- ・変更の届出があった場合
- ・まちづくり協議会からの申出により、認定を取消す場合

まちづくり専門委員会議開催要綱

平成 27 年 3 月 9 日 住宅都市局長決定
令和 2 年 5 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）第 19 条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画、土木、法律、経済、防災等を専門とする学識経験を有する者
- (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ 6 名以内とする。

(委員の役割)

第 3 条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第 9 条第 2 項及び第 9 条第 4 項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第 4 条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第 6 条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第 7 条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣実施要領第 8 条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成実施要領第 1 条の 2 に規定する、優良まちづくりボランティア団体の認定及び更新の決定に関する検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 期 2 年とし、最長任期は原則 5 期 10 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第 5 条 会議は、原則として年 2 回開催する。なお、第 3 条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聴くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。